

Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註 (2)

吉澤 秀知

はじめに

大衆部説出世部の伝持した梵文比丘尼律は、ラーフラ・サーンクリトヤーナ (Rāhula Sāṅkrītyāna) が 1934 年にチベットのシャル寺において行った梵文写本調査の際に発見されたものである。ラーフラはそれらの写本を写真撮影しており、そのネガは現在もインドのパटनाにあるビハール・リサーチ・ソサエティに保存され、写本原本はチベットに残っている。ラーフラによってチベットで発見された大衆部説出世部所属の比丘尼律の写本は、Gustav Roth 博士によって校訂され、1970 年に出版されている。さらに 2005 年にはその第二版が出版されている。

大衆部説出世部比丘尼律の構成は、冒頭に描かれるマハーブラジャーパティー・ガウタミーら女性の出家の物語に続き、比丘尼の守るべき八敬法（または八重法）について述べられ、八波羅夷法などの各条文へと続く。八敬法は、仏教教団における女性出家者の立場を明確にするためのものであり、これを比丘尼が受け入れることによって比丘尼僧団が成立できたともいえる。比丘尼律および八敬法は、男性のみの出家集団の中に女性が参加することによって起こりうるさまざまな問題を回避し、比丘尼僧団の運営、および比丘・比丘尼の両サンガの和合を意図していたものと考えられる。

本稿は、以前に発表した女性の出家因縁譚¹に続き、八敬法のうちの第一敬法と第二敬法の翻訳である。紙幅の都合により、第二敬法を分割し 2 回に分けて発表することとする。

＜Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註＞

翻訳には以下のエディションを用いた。

¹ 吉澤[2012]

Gustav Roth, *Bhikṣuṇīvinaya*, Including *Bhikṣuṇī-prakīrṇaka* and a summary of the *Bhikṣu-prakīrṇaka* of the *Ārya-mahāsāṃghika-lokottaravādin*. Tibetan Sanskrit Works Series vol.XII, Second edition, Patna, 2005.

本翻訳は Roth エディションの §§13-47 を対象とする。

段落冒頭の数字は Roth のエディションの段落番号を表す。

[] 語句等を補った箇所。

() 意味の説明, および原語を補った箇所

1 3.

第一敬法²

アーナンダよ, 比丘尼が具足戒を授かり百年になるとしても, その日に具足戒を授かった [ばかりの] 比丘の両足を頭上に頂いて敬礼しなければならない。アーナンダよ, これは比丘尼の第一敬法であり, 比丘尼たちは生涯この法を尊敬し, 乃至³, 大海によって海岸が [越えられない] ように, [この法を] 犯してはならない。

第二敬法⁴

18歳の少女⁵は, 2年間, 学ぶべきことを教えられ, 学ぶべきことを修了したら, 両方のサンガに対して具足戒を求めるべきである。アーナンダよ, これは第二敬法であり, 比丘尼たちは生涯この法を尊敬し, 尊重し, 乃至, 海岸が大海によって [越えられない] ように [この法を犯してはならない]。

第三敬法⁶

² Pali Vinaya Vol.II, p.255. *vassasatupasampannāya bhikkuniyā tadahupasampannassa bhikkhuno abhivādanaṃ paccuṭṭhānaṃ añjalikammaṃ sāmīcikkammaṃ kātabbam; ayam pi dhammo sakkatvā garukatvā mānetvā pūjetvā yāvajivam anatickamanīyo.*

³ Cf. §12 末尾, および §13 末尾。

⁴ Pali Vinaya Vol.II, p.255 *dve vassāni chasu dhammesu sikkhitasikkhāya sikkhamānāya ubhatoṣaṃghe upasampadā pariyesitabbā; ayam pi ... anatickamanīyo.*

⁵ *Aṣṭādaśavarṣāye kumārībhūtāye.* この条文は「式叉摩那 (Sikṣamāṇā)」あるいは「正学女」のことである。正学女は, 沙弥尼から比丘尼になる中間にある段階に設定された二年間の学習期間である。これは妊娠中の女性の出家を避けるために作られた女性特有の準備期間ともいえるものである。 Cf. 平川[2000b: 52]

⁶ Pali Vinaya Vol.II, p.255. *ajjatagge ovaṭo bhikkhunīnam bhikkhūsu vacanapatho, anovaṭo bhikkhūnaṃ bhikkhunīsu vacanapatho; ayam pi ... anatickamanīyo.*

アーナンダよ、真実であろうと、真実でなかろうと、比丘尼による比丘に対する話しかけは妨げられている⁷。[しかし]比丘が比丘尼に真実であろうと、真実でなかろうと、話しかけは妨げられていない。アーナンダよ、これは比丘尼の第三敬法であり、比丘尼は生涯 [この法を] 尊敬すべきであり、...以下省略。

第四敬法⁸

食堂・臥座具・僧房は、比丘 [サンガが、これらを得た] の後に、比丘尼によって使用されるべきである⁹。アーナンダよ、これは比丘尼の第四敬法であり、比丘尼は生涯 [この法を] 尊敬、尊重すべきであり、...以下省略。

第五敬法¹⁰

アーナンダよ、尊法を犯した比丘尼は、半月の間、比丘尼のサンガにおいて、摩那埵¹¹を求めるべきであり、また両方のサンガに召還されるべきである。アーナンダよ、これは比丘尼の第五敬法であり、比丘尼は生涯 [この法を] 尊敬すべきであり、...以下省略。

第六敬法¹²

この条文について、平川彰博士は『摩訶僧祇律』に「比丘尼は比丘の実罪・非実罪を説くを得ず」とあることからパーリ律の第七敬法に対応しているが、梵文原文からは第八敬法に対応すると考えるべきであろう。Cf. 平川[1998: 69]

⁷ *vacana-patha*. BHS *vacana-patha*, way of speaking. 「言路」という漢訳語が当てはまると考えられるが、ここでは「話しかけることは禁じられている」ということであろうか。または「比丘は比丘尼の罪を指摘できるが、比丘尼にはできない」と読むことも出来る。Cf. 佐々木[1999:212]

⁸ 『摩訶僧祇律』では「不先受」とする。パーリ律に対応する条文はないと考えられるが、平川[1998: 71-72]では、他律と内容が合致しないが『摩訶僧祇律』の八つの条文の内の一つ残ったと言う理由で第八敬法に対応させている。

⁹ *sādayitavyo*. P. *sāḍiyati*. BHS *sāḍiyati* or *sāḍiyati*, *svāḍiyati*.

¹⁰ Pali Vinaya Vol.II, p.255. *garudhammaṃ ajjhāpannāya bhikkhuniyā ubhatoṣaṃghe pakkhamānattaṃ caritabbaṃ; ayam pi ... anatikkamaṇīyo*.

¹¹ *mānatvaṃ*. P. *mānatta*, Skt *mānāpya*. 「摩那埵」と漢訳される、僧残罪を犯した者は、贖罪の儀式として六日六夜、謹慎期間を過ごし、20人以上のサンガのメンバーの前で懺悔する事により、罪が消える。Cf. 佐々木[1999:208], DEBMT pp.183-184.

¹² Pali Vinaya Vol.II, p.255. *anvaddhamāsaṃ bhikkhuniyā bhikkhusaṃghato dve dhammā paccāsiṃsitabbā uposathapucchakaṇṇ ca ovādūpasampamaṇā ca; ayam pi ... anatikkamaṇīyo*.

比丘尼は半月ごと [の布薩の日¹³] に、比丘のサンガが教誡¹⁴に来るように求めるべきである。アーナンダよ、これは比丘尼の第六敬法であり、比丘尼は生涯 [この法を] 尊敬するべきであり、...以下省略。

第七敬法¹⁵

雨期に比丘尼が比丘のいない住まいに赴くことは適切ではない。アーナンダよ、これは比丘尼の第七敬法であり、比丘尼は生涯 [この法を] 尊敬すべきであり、...以下省略。

第八敬法¹⁶

アーナンダよ、比丘尼たちによって雨期が終わった後、両方のサンガに自恣¹⁷を求められるべきである。アーナンダよ、これは比丘尼の第八敬法であり、比丘尼たちは生涯この法を尊敬、尊重、奉事、讃歎して、大海によって海岸が [越えられない] ように [この法を] 犯してはならない。

アーナンダよ、これらは比丘尼たちの八つの敬うべき法であり、比丘尼たちは生涯 [この法を] 尊敬、尊重、奉事、讃歎して、海岸が大海によって [その境界を越えられない] ように [この法を] 犯してはならない。

14. アーナンダよ、もしマハーブラジャーパティー・ガウタミーがこれらの八敬法を受け入れるのならば、四つの墮落法¹⁸をもって罪を犯さないための戒を学ぶ。彼女は今日をはじめとして、出家者となる。これが具足戒であり、これが比丘尼ということである」

¹³ 布薩。半月に一度、14、15日などの決まった日に集まり、波羅提木叉などを唱えながら、それぞれの罪過を懺悔しあう集会のこと。

¹⁴ uvāda. Skt *avavāda*. P *ovāda*. ‘Generally speaking it means ‘exhortation’, ‘admonition’ or advice to a disciple or a pupil by his *upajjhāya* or *ācariya*. But the customary ‘exhortation’ or ‘admonition’ to the Bhikkhunis about their *Aṭṭhagarudhammā* on the *Uposatha* day is also known as *Ovāda*. (DEBMT p.57)

¹⁵ Pali Vinaya II, p.255. *na bhikkhuniyā abhikkhuke āvāse vassaṃ vasitabbaṃ; ayam pi dhammo ... anattikkamanīyo*.

¹⁶ Pali Vinaya Vol.II, p.255. *vassaṃ vutthāya bhikkhuniyā ubhatoṣaṃghe tīhi thānehi pavāretabbaṃ dīṭṭhena vā sutena vā parisāṅkāya vā; ayam pi dhammo ... anattikkamanīyo*.

¹⁷ pravāraṇā. 自恣。夏安居の境日、すなわち、旧律では七月十六日、新律では八月十六日に行われる儀式。自恣は、夏安居の三ヶ月間に比丘同士が律に違反する行為していないかを指摘、反省しあう儀式である。Cf. 佐々木[1999: 207]

¹⁸ *patanīyehi dharmehi*. Mvy. No.8674(16), 犯墮者, 犯墮法。

「承知しました、世尊よ」と言って、アーナンダ尊者は世尊の両足を頭上に頂いてから、マハープラジャーパティー・ガウタミーのいるところに近付き、マハープラジャーパティー・ガウタミーにこのように語った。

「ガウタミーよ、世尊の言葉を聞きなさい。たとえば、ガウタミーよ、この世で、ある人が山を破壊させる時に、堤 [を築くことに] によって水が氾濫してこないようにするのとちょうど同じように、ガウタミーよ、このように如来は比丘尼の八敬法を知らしめるのであり、比丘尼たちは生涯この法を尊敬、尊重、奉事、讚歎して、大海によって海岸が [越えられない] ように、[この法を] 犯してはならない」

15. 八 [敬法] とはいかなるものか。

「¹⁹ガウタミーよ、比丘尼が授戒後百年になるとしても、その日に受戒した [ばかりの] 比丘の両足を頭上に頂いて敬礼しなければならない。ガウタミーよ、これは比丘尼の第一敬法であり、比丘尼たちは生涯この法を尊敬し、乃至²⁰、大海によって海岸が [越えられない] ように [この法を] 犯してはならない。

同様に全ての八敬法がある。まさにそのことをマハープラジャーパティー・ガウタミーのためにお告げになった。乃至、あなた、ガウタミーが、もしこれらの八敬法を受け入れるならば、四つの墮落法によって罪を犯さないための学処を学ぶことになる。彼女は今日を初めとして出家者となる。これが具足戒であり、比丘尼ということである」

16. このように言われた時、マハープラジャーパティー・ガウタミーはアーナンダ尊者にこのように言いました。

「たとえば、アーナンダよ、派手好みの若い男性が、洗髪し、真新しい²¹着物を身につけ、青蓮華の花環、チャンパカの花環、白蓮華の花環、草のターバンの花環を頭上に受けるように、ちょうどそれと同様に、聖なる

¹⁹ 第一敬法。Cf. T1425_22_471b1-11.

²⁰ 原文では「yo」となっているが、おそらくここは yāvat に類する語があるべきところである。yāva, pe が想定される。

²¹ āhata-vastra. CPD *ahata vattha*.

アーナンダよ、私はこれらの八敬法を頭に受け入れて、四つの墮落法によって罪とならないための戒を学ぶであろう」

17. そのとき、マハープラジャーパティー・ガウタミーは、チャンダー、チャンダカパーラー、ダーサッチャンダー、チャンダカ・マートリと釈迦国の500人の女性と共に、世尊のいらっしゃるその場所に近付き、世尊の両足を頭上に頂いて敬礼して、一方の端に立った。

18. 一方の端に立っている比丘尼たちに、世尊は次のようにおっしゃった。

「それ故に、実に比丘尼たちよ、ここで、今日をはじめとして、出家したマハープラジャーパティー・ガウタミーは、サンガの上座でありサンガの年長者でありサンガの長老として保持しなさい²²」

そのとき、マハープラジャーパティー・ガウタミーは、世尊に合掌・恭敬して、世尊にこのように言った。

「世尊よ、世尊によって簡潔に語られ、詳細に区分されたこれらの比丘尼の八敬法があり、それらが私たちによって詳しく聞くことが許されるべきである」

19. 世尊は言いました。

「[聞くことが] 許可されるべきである」

[世尊は] 言いました。

「このとき、ガウタミーよ、比丘尼が受戒後百年になるとしても、その日に受戒した [ばかりの] 比丘に対して挨拶し、敬礼し、立ち上がって迎え、合掌し、恭敬するべきである。このとき、比丘尼は近づくべきではない。私が受戒後百年であって、比丘がその日に受戒した [ばかり] であれ

²² *saṃgha-thaviriṇā vikandhāvetha*. *thaviriṇā* は *sthaviriṇā* と同じと考えられる。*vikandhāvetha* については語源、意味いずれも不明であるが、文脈から訳す。Nolot[1991:12]の註では、*-thaviriṇā vikandhāvetha* を *-pariṇāyikān dhāvayatha* と考えているが、一般的な写本の文字の形態から想像するに、妥当な意見と言えよう。

ば、そのときには私は挨拶し、敬礼し、立ち上がって迎え、合掌し、恭敬するでしょう²³。

20. その場合は、長老であろうと、新入門の者であろうと、中間の者であろうと、全ての比丘尼は、長老、新入門の者、中間の者の全ての比丘に対して挨拶し、敬礼し、立ち上がって迎え、合掌し、恭敬するべきである。今、彼ら比丘たちが比丘尼の住処に入ることがあるだろう。[そのような場合であっても]長老であろうと、新入門の者であろうと、中間の者であろうと、全ての比丘尼は、長老、新入門の者、中間の全ての比丘に対して挨拶し、敬礼し、立ち上がって迎え、合掌し、恭敬するべきである。

21. そのとき、比丘尼が年老いて弱った、あるいは病のために衰弱しているとしても、可能な限りの人数の両足を頭上に頂いて敬礼するべきである。残りのものたちの前で合掌して、『私は全ての尊い人の御足に敬礼します』と言うべきである。これらの比丘尼たちが比丘の僧房を出て行くとき、長老であろうと、新入門の者であろうと、中間の者であろうと、全ての比丘尼たちは、長老、新入門の者、中間の者の全ての比丘たちの両足を頭上に頂いて敬礼するべきである。

そのとき、比丘尼たちが年老いて弱った、あるいは病のために衰弱しているとしても、可能な限りの人数の両足を頭上に頂いて敬礼するべきである。残りのものたちの前で合掌して、『私は全ての尊い人の御足に頭上に頂いて敬礼します』と言うべきである。

22. その場合に、この比丘尼は、[ある比丘を]欠陥のある²⁴比丘と考え、あるいは太った怠慢な²⁵比丘と考え、あるいは医者²⁶のふりをする比丘²⁶

²³ T1425_22_471b1-4: 比丘尼雖滿百臘。應向新受戒比丘起迎恭敬作禮。不得言待我百臘然後向新受戒比丘作禮。

²⁴ koṇṭa. BhīV p.23, fn.2. PTSD *koṇṭa*, a man of dirty habits. CDIAL 3507. *kōṇṭa*, defective.

²⁵ ḍhossa. BhīV p.23, fn.4. ‘a fat and a lazy monk’. CDIAL 5594. *ḍhussa*, *ḍhōssa*, swollen, stout, lazy, fat.

²⁶ vaidya. T1425_22_471b10: 醫師。ヴェーダ、學問に精通した者。醫師。Apte: A man of the medical caste, supported to be one of the mixed classes; (the offspring of a *Brahmana* by *Vaiśya* mother). A man of a lower mixed tribe(the offspring of a *Sūdra*

と考えて、[愚鈍な比丘であると考え]²⁷、あるいは恥知らずな²⁸比丘、あるいは正しくないことをする比丘、あるいは身の程知らずな²⁹比丘であると考えて軽蔑して、その両足を頭上に頂いて敬礼しなければ、[この比丘尼は]八敬法を犯す者である。このように、ガウタミーよ、受戒後百年になった比丘尼であっても、その日に受戒した[ばかりの]比丘の両足を頭上に頂いて敬礼しなければならない。

ガウタミーよ、これは比丘尼の第一敬法であり、生涯この法を尊敬、尊重、奉事、讚歎すべきであり、大海によって海岸が[超えられない]ように、[この法を]犯してはならない」

第二敬法³⁰

23. 「そのとき、ガウタミーよ、18歳の少女は2年間学ぶべき事を教えられ、学ぶべき事を修了したら、両方のサンガに受戒を求めるべきであるとは何か。

このとき、この18歳になる少女は、彼女の属する比丘尼サンガにおいて2年間学ぶべきことの説示に対する許可を求めるべきである。女羯磨師によって、羯磨³¹が行われるべきである。『聖なるサンガよ、私の[言う

father by *Vaiśya* mother). 古代インドにおいては、アウトカーストとして軽蔑される職業であったということが想像される。更に文脈から考察すると、医者そのものではなく、むしろ医学を聞きかじったことのある「医者のまねごとをする」比丘と考えられる。

²⁷ Roth が指摘するように、ここに *cūḍa-bhikṣū ti vā kṛtvā* を補って読むべきであろう。Cf. *BhīV* p.23, fn.5.

²⁸ *akhalla-mahalle*. 語源、意味不明。T1425_22_471b10: 摩訶羅。Roth の註をここでは採用する。Roth は ‘a big wretch’ と解釈する。Cf. *BhīV* p.23, fn.6.

akhalla については意味、語源不明。Skt. *utkala* (a porter, a fowler, a bird-catcher) の派生語か。Apte *akhala*, a good physician. あるいは *khalla*, *khala* として考えるべきか。この後に続く単語 (*akuśala-*, *apratikṛtījña-*) からすると、本来の良い意味とは反対の悪い比丘を表す語となると考えられる。

mahalla. BHS *mahalla*, old, an old man, elder, eunuch. Apte *mahalla*, an eunuch in a king's harem. Mvy 3822. 宦官、老衰者。

²⁹ *apratikṛti-jñō*. CPD *a-ppakata-ññu*, not knowing what is appointed, ignorant of the main point.

³⁰ 第二敬法 Cf. T1425_22_471b12-474c2.

³¹ 羯磨. 仏教教団においては、さまざまな儀式に対して僧団全員の出席が義務付けられている。「羯磨」は重要な用件を決定するための会議のことである。羯磨は比丘

ことを] お聞きください。「某」という名の18歳の少女は如来の説かれる法と律とにおいて出家し具足戒を授かり比丘尼となることを望んでいます。もしサンガの適当な時期に「某」という名の18歳の少女がサンガに2年間学ぶべきことの説示に対する許可を求めるならば、尊敬すべき聖者のいるサンガよ、「某」という名の18歳の少女は2年間学ぶべきことの説示に対する許可を求めるであろう。私が沈黙を保つのであるから、このことはサンガにとって適切である』」

24. そのとき、彼女から [次のように] 求められるべきである。

「私は聖なるサンガに敬礼いたします。私は「某」という名の18歳の少女であり、如来の説かれる法と律とにおいて出家し具足戒を授かり比丘尼となることを望みます。それ故、私はサンガに2年間学ぶべきことの説示に対する許可を求めます。どうぞ、実に聖なるサンガよ、私に2年間学ぶべきことの説示に対する許可をお与え下さい」

このように二度目、三度目と [要請するべきである]。

25. 女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。「某」という名の18歳の少女は2年間学ぶべきことの説示に対する許可を求めています。かの聖なるサンガは、その「某」という名の18歳の少女のために2年間学ぶべきことの説示に対する許可をお与えください」

「この宣言は適切である³²」

「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。「某」という名の18歳の少女は如来の説かれる法と律とにおいて出家し具足戒を授かり比丘尼となることを望んでいます。彼女はサンガに2年間学ぶべきことの説示に対する許可を求めています。サンガは「某」という名の18歳の少女のために2年間学ぶべきことの説示に対する許可を与えます。聖者

全員の出席が原則であり、会議の案件は全会一致によって承認される。Cf. 佐々木 [1999:40-41]

³² ovayikā esā jñaptiḥ. これは、白四羯磨の際の定型句と考えられ、いわば会議の議題である。Roth 註(BhīV p.25 fn.2.)にしたがって、ovayikā を P *opāyikā*, Skt *aupayikā* と考えて読む。T1425_22_471b25: 白如是。

たちにとって、「某」という名の18歳の少女のために2年間学ぶべきことの説示に対する許可をサンガによって与えられていることを認める場合には黙っているべきである³³。それを認めない者は話せ」

このように二度目、三度目と「語られるべきである」。聖なる尊者たちは「某」という名の18歳の少女のためにサンガにより2年間学ぶべきことの説示に対する許可を与えた。このようにして私が沈黙を保つのであるから、それをサンガは認める。

26. そうであるならば、何が彼女の義務であるのか³⁴。

【1】彼女は全ての比丘尼の中の新参者であり、全ての沙弥尼の中の年長者である。彼女は末席に座るべきである。

【2】彼女は最後に食事するべきである。

【3】彼女は最後に粥を食べるべきである。

【4】彼女にとって不適切な食物であるところのその食物は比丘尼たちにとって適切である³⁵。

【5】比丘尼たちにとって適切な食物であるところのその食物は彼女たちにとって不適切である。

【6】それ故に比丘尼たちによって彼女ために住居とベッドが用意されるべきである。

【7】それ故に彼女によっても沙弥尼たちのために住居とベッドが用意されるべきである。

³³ *asya*. BHSG §29.41. non-thematic optative; *asya*(3, sg.)

³⁴ T1425_22_471c2-15: 應隨順行十八事。何等十八。一切大比丘尼下。一切沙彌尼上。於式叉摩尼不淨。於大尼淨。於大尼不淨。於式叉摩尼亦不淨。大尼得與式叉摩尼三宿。式叉摩尼得與沙彌尼三宿。式叉摩尼得與大尼授食。除火淨五生種取金銀及錢。自從沙彌尼受食。尼不得向說波羅夷乃至越毘尼罪。得語不姪不盜不殺不妄語如是等。式叉摩尼。至布薩自恣日入僧中。踰跪合掌作如是言。阿梨耶僧。我「某」甲清淨。僧憶念持。如是三說而去。後四波羅夷犯者。更從始學十九僧伽婆尸沙已下。若一一犯。隨所犯作突吉羅悔。若破五戒。隨犯日數更學。何等五。非時食。停食食。捉錢金銀。飲酒。著華香。是名十八事。

³⁵ *kalpika*, *akalpika*. P *kappiya*. 漢訳では「淨」と訳される。佐々木閑博士によれば、カッピヤは「律の規定をうまくすりぬげるための便法、あるいはその便法によって利用が可能になった状態」のこととする。Cf. 佐々木[1999:116]

【8】火による浄めの作法³⁶を除いて、彼女たちは比丘尼たちによって施物を受ける者とされるべきである。

【9】金と銀と〔に触れないことによる浄めの作法³⁷を除いて、比丘尼たちによって施物を受ける者とされるべきである〕。

【10】彼女によって沙弥尼たちも施物を受ける者とされるべきである。

27.

【11】彼女によって布薩あるいは自恣を実行することは許されない。

そのとき実には、もし布薩と自恣があれば、その日に、彼女の長老の最上座³⁸に上って額の前で合掌して言うべきである。

「私は聖者たちに敬礼いたします。私を清らかに保ってください」

〔これを〕二度目、三度目と〔繰り返すべきである〕。

「私は聖者たちに敬礼いたします。私を清らかに保ってください」と三回呟いて去るべきである。

【12】彼女は波羅提木叉戒を聞くことは許されない。その場合には、〔戒律の〕条文の〔意味する〕結果を理解できるその限りにおいて理解させるべきである。

〔次のように〕言われるべきである。

【13】非梵行を実践することは許されない（不邪淫）。

【14】与えられない物を受け取ることは許されない（不偷盗）。

【15】自らの手で、人の身体を生命から引き離す³⁹は許されない（不殺生）。

【16】偽りの超人の法⁴⁰を理解することは許されない（不妄語）。

【17】⁴¹

³⁶ agni-kalpa. 火浄は「沙門法五種浄」の一つ。『沙門法五種浄』(pañcahi samaṇakappehi phalaṃ)のひとつであり、果実を食べる際の壊生種戒を免れるための方法。本来出家者は、浄人が煮たり、焼いたりした果実(火浄)もの以外を口にはいけない。Cf. 平川[2000a:337]

³⁷ jātarūparajat. 金銀浄は『善見律毘婆沙』巻一にある十事の一つ。

³⁸ vṛddhānta. BHSD *vṛddhānta*, elder's end or place.

³⁹ vyoparāyitum. 意味不明。Roth の註に従い voropeti に関連した語と見なす。BhīV p.27, fn. §27, 3. PTSD *voropeti*. to deprive of (abl.), to take away; only in phrase *jīvitā voropeti*.

⁴⁰ uttari-manuṣya-dharmaṃ. Mvy 8367 *uttara-manuṣya-dharma pralāpa*.

【18】このように〔戒律の〕条文の〔意味する〕結果を理解できるその限りにおいて理解させるべきである。

五戒を破るということは、

時ならぬ時の食事。

食べ物を蓄えること。

金・銀を受けること。

芳香・花環・塗香を身につけること。

スラー酒、マイレーヤ酒、マディヤ酒を飲むこと。

〔罪を〕犯した日数があるその限りの日数と述べられる。〔その間〕教えが学ばれるべきである。

28. 二年間が過ぎた時、その時には彼女はサンガに仕える許可を要請するべきである。

女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の〔言うことを〕お聞きください。「某」という名の18歳の少女は、二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了し、如来の説かれた法と律とにおいて出家し具足戒を授かり比丘尼となることを望んでいます。もしサンガの適当な期間、「某」という名の18歳の少女が二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了すれば、彼女はサンガに仕える許可を求めるでしょう。聖者たちよ、「某」という名の18歳の少女は、二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了し、〔サンガに〕仕える許可を求めるでしょう。私が沈黙を保つのであるから、それ故にサンガはそれを認める」

29. その場合には、彼女は要請するべきである。

「私は聖なるサンガに敬礼します。私、「某」という名の18歳の少女は二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了しました、それ故にこの私はサンガに仕える許可を要請します。聖なるサンガよ、何卒、私にサンガに仕える許可をお与えください」

⁴¹ 原典に欠く。Bhīv p.27, fn. 漢訳の「後四波羅夷犯者。更從始學十九僧伽婆尸沙已下。若一一犯。隨所犯作突吉羅悔」(T1425_22_471c12-14)が対応すると考えられる。

[彼女はこのように] 二度目、三度目と [求めるべきである]。

「私は聖者たちに敬礼します。私は二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した「某」という名の18歳の少女であり、私はサンガに仕える許可を望みます。聖なるサンガよ、何卒、私に [サンガに] 仕える許可をお与え下さい」

女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。この「某」という名の18歳の少女は、二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した。[彼女は] サンガに仕える許可を求めています。もしサンガにとって適当な時期になったら、二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した「某」という名の18歳の少女に対して、サンガは仕える許可を与えるべきである。この宣言は適切である⁴²」

30. 「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。この「某」という名の18歳の少女は二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した。彼女はサンガに仕える許可を求めています。サンガは、その二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した「某」という名の18歳の少女に [サンガに] 仕える許可を与えます。聖なる尊者たちにとって、二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した「某」という名の18歳の少女に対して [サンガに] 仕える許可を与えることが認められるならば、その場合には沈黙をしてください。それが認められない場合には話してください。これが最初の羯磨の条文 (karmavācānā) である」

二度目、三度目の羯磨の条文も同様である。

31. 「聖なる尊者たちよ、二年間学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した「某」という名の18歳の少女に [サンガに] 仕える許可がサンガによって与えられた。私が沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

⁴² ovaśikāye eṣā jñaptiḥ. 原文は ovaśikāye となっているが ovayikā の誤り。Cf. §25, 65, 80, 98, 107, 164, 208, 211, 213.

3 2. 具足戒授戒の女教師を要請されるべきである。

「私は、聖者よ、敬礼いたします。「某」という私は聖なる女教師を要請します。聖者は私に女教師による具足戒をお授け下さい」

このように二度目、三度目と要請するべきである。女教師によって鉢と衣が求められるべきである。表白師⁴³が求められるべきであり、二人の密儀師⁴⁴が求められるべきである。別衆⁴⁵が集められるべきであり、[その]別衆を連れてくるべきである。

3 3. 儀式 (Karma)

「聖なるサンガよ、私の[言うことを]お聞きください。この「某」は「某」[女教師]から具足戒を授けられるべきである。もしサンガにとって適当な時期がきたら、「某」と「某」[密儀師]が「某」に秘密裏に教授するべきである。聖なるサンガは「某」と「某」によって「某」に秘密裏に教えるであろう。私がこのように沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

3 4. そのとき、彼女[教師]たちによって、彼女は別衆から遠過ぎず近過ぎないところにおいて⁴⁶、簡潔に、あるいは詳細に教えられるべきである⁴⁷。

この場合に、簡潔にとはどのようなことか。[次のように]述べられるべきである。

⁴³ anuśravanācāryā. P *anusāvaka*. 表白師。

⁴⁴ rahānuśāsanācāryā. T1425_22_472a13-14: 空静処教師。出家儀式の際に必要な役割として、和尚(*upādhyāya*)、儀式の進行を司る司会役としての羯磨師(*karmakāra*)、受戒をするものに対して遮法を問いたす尋問役としての教授師(*raho'nuśāsaka* 空静処教師)があり、「三師」と言われる、これらの訳語については、諸律の記述は一致していない。Cf. 佐々木[1999:181]

⁴⁵ *gaṇo*. 「『別衆』(*varga, gaṇa*)とは、界内の比丘の集合が不完全な場合を言う。一人が欠けても和合僧ではない。それは別衆である」平川[2000a:298]

⁴⁶ 受戒儀式が行われる場から離れて、1対1で遮法の尋問が行われる。この尋問には極めて個人的な問題に関わる質問(身体的問題等)が多いため、公の場では行い難いものであることによる。Cf. [佐々木 1999:75]

⁴⁷ T1425_22_472a20-21: 教有二種若略若廣。

「善女人よ、聞きなさい。あなたがまさにそのサンガの中で尋問されるときに、それぞれが有れば有ると答えるべきである。無ければ無いと答えるべきである。簡潔にとはこのようなことである」

35. この場合、詳細にとはどのようなことか。

「善女人よ、聞きなさい。これは誠の時⁴⁸であり、これは真実の時⁴⁹である。また⁵⁰、神、悪魔、梵天、沙門・バラモンを伴った世間、[また]神々・人間・阿修羅を伴った生きとし生けるものに対して嘘偽りを言うであろう、また、如来、阿羅漢、正しい悟りを得た者(正等覚)である世尊、女沙門のサンガに対して嘘偽りを言うであろうことは、このことは、その場合に、より一層の大罪である。

まさにそのサンガの中で問うであろうことのそれぞれが有れば「有る」と答えるべきである。無ければ「無い」と答えるべきである。

許可を与える者によって許可されたか。— はい。

あなたの女教師は要請されたか。— はい。

あなたの鉢と衣は用意されたか。— はい。

学ぶべきことを教えられたか。— はい。

学ぶべきことを修了したか。— はい。

同意があるか。— [はい。]⁵¹

比丘尼たちによって清められたか。— はい。

母殺しではないか⁵²。— 違います。

父殺しではないか。— 違います。

阿羅漢殺しではないか。— 違います。

僧団の分裂[を企てる者]ではないか。— 違います。

悪心をもって如来から血を流させる者ではないか。— 違います。

一方、世尊、如来、阿羅漢、正しい悟りを得た者が涅槃に入られてから久しい。

⁴⁸ satya-kāla. T1425_22_472a23: 至誠時。

⁴⁹ bhūta-kāla. T1425_22_472a23: 實語時。

⁵⁰ 原文では「yāva」とあるが、「yā ca」と訂正して読むべきであろう。

⁵¹ Roth の註に従い、āma を補って読む。BhīV p.32, Fn.9.

⁵² mā. BHSG §42.12, Constructions with mā, Questions; in the formal ritual of questioning the candidate for initiation to the order; she must reply *na hi*, 'no!'

比丘たちを誘惑するものではないか。 — 違います。

賊住の者⁵³ではないか。 — そうではありません。

異端説に宗旨変えする者⁵⁴ではないか。 — 違います。

奴隷女ではないか。 — 違います。

捨て子⁵⁵ではないか。 — 違います。

負債を負っている者⁵⁶ではないか。 — 違います。

王の女傭兵⁵⁷ではないか。 — 違います。

王家に対して危害を及ぼす者ではないか。 — 違います。

以前に具足戒を授かった者ではないか。

またある時、もし『以前に具足戒を授かった』と言うならば、『去れ、消えろ、動け、行け』と言うべきである。あなたに対して [サンガが] 具足戒を授けることはない

そのときもし、「違います」と [彼女が] 言うならば、更に [彼女は以下のように] 確かめられるべきである⁵⁸。

「風による病 (通風, リュウマチなど)⁵⁹はないか。黄疽⁶⁰はないか。瘤⁶¹を持っている者ではないか。醜く⁶²はないか。膿を持っている者ではない

⁵³ stainya-samvāsikā. Mvy. 8756 *steya-saṃvasikaḥ*. 偷居, 賊住者, 賊住の方法によりて住居する者, 居を偷しむ者。BHSD に「thief (-like) inhabitant」とあるが, 比丘になりすまして僧団に入り込んでいるニセ比丘のことをいう。Cf. 佐々木[1999:97]

⁵⁴ apakrantikā. BHSD *avakrāntaka*, one who has gone over to heretics. p が v に変化する。Cf. BHSG §2.30

⁵⁵ avapitikā. 意味不明。T1425_22_472b6: 養女。漢訳から想定される原語は, BHS の特徴として p と v が入れ替わるケースがあることから, *apaviddha* が考えられる。Skt *apaviddha*, cast or thrown off, abandoned, forsaken, rejected, neglected; *apaviddha-putra*, a son that is abandoned by the father or mather or by both, and adopted by a stranger.

⁵⁶ hārikā. dhārikā; h が dh に変化する。Pischel §267, BHSG §2.35. aspirates and h.

⁵⁷ rājabhaṭī. Cullavagga vol. II, p.271. X17-1. Skt. *rājabhataḥ*. Mvy.8796. T1425_22_472b6 兵婦。

⁵⁸ samu(samanu)grāhitavyā. BHSD *samanugāhyate*. is examined, cross-questioned.

⁵⁹ vātilā. Skt. *vātika*, *vātula*. affected by wind-disease, gouty, rheumatic.

⁶⁰ pittilā. Skt. *pittaka*, *pittala* (黄疽), P. *pittika*.

⁶¹ pindilā. Skt. *pinḍika* と考えられるが, 意味不明。丸いもの, 塊を持つものという語義から「瘤」ということか。

⁶² halla. Skt. *halya*, deformity, ugliness. T1425_22_472b7: 爛墮。CDIAL *halla*.

か。チャクラ⁶³を持っている者ではないか。できたての傷はないか。ひからびた傷はないか。血の滲んだ傷はないか。女性器に欠陥⁶⁴はないか。両性具有者⁶⁵ではないか。女性の性的不能者⁶⁶ではないか。人を憎む者ではないか。」

36. じつにまた、この身体にいろいろな慢性病がある。

すなわち、

皮膚発疹⁶⁷、引っ掻き傷⁶⁸、痒み⁶⁹、吹き出物⁷⁰、掻痒⁷¹、痔、潰瘍⁷²、黄疽⁷³、アーラサカ⁷⁴、赤い胆汁、熱⁷⁵、咳⁷⁶、喘息⁷⁷、肺病⁷⁸、てんかん⁷⁹、

⁶³ cakra. 辞書に適切な意味の記載無し。アザなどのことを表しているとも考えられる。

⁶⁴ śikhiriṇī. BhīV p.37, §45. Skt. *śikhariṇī*, a line of hair extending across the navel, P *sikhariṇī*, a kind of woman with certain defects of the pudendum. T1425_22_472b7: 石女。

⁶⁵ dvi-puruṣikā. T1425_22_472b8: 二道通. Skt. *dvipuruṣa*. through two generations. しかし Nolot は P. *vepurisika* (a woman resembling a man, a man-like woman, androgyn, 両性具有) の Hypersanskrit であろうと想定する。Nolot p.21, Fn.55.

⁶⁶ strī-pañḍikā. P *itthipañḍika*. 女黄門。「黄門は (pañḍaka) は eunuch (去勢者) と訳されることが多いが、ここでは去勢者だけでなくそれ以外の人も含めたいいわゆる『同性愛者全般』と見るべきである」佐々木[1999:95]

⁶⁷ dardru. Mvy. 9492.

⁶⁸ kaṅḍū. Mvy. 9495. 「gaṅḍa (悪性腫瘍)」として読むことも可能か。

⁶⁹ kacchū. Mvy. 9497.

⁷⁰ rakacā. 意味不明。Roth は 「rajata, rajabha (Mvy.9540)」 という語を想定する。

Cf. BhīV p.34, §36, fn.3.

⁷¹ vicarcikā. Mvy. 9494.

⁷² bhagaṅḍalā. Apte. bhagaṅḍara, a fistula in the anus or pudendum. Mvy. 9517. 胎漏。

⁷³ pāṅḍuroga. Mvy. 9512.

⁷⁴ ālasaka. 意味不明。Skt *alasya*, *ālasya*, P *ālasya*, sloth, idleness, laziness などの意味から、倦怠感ということか。T1425_22_472b11: 不禁? しかし、国訳一切経律部 10, p.11 註 63 「常に大小便を漏らすもの」

⁷⁵ jvara. Mvy. 9527.

⁷⁶ kāsa. Mvy. 4091, 9504.

⁷⁷ śvāsa. Mvy. 9505.

⁷⁸ soṣa. Skt *śoṣa*, P *sosa*. Mvy. 9506. 「śoṣa, apasmāra, kuṣṭha」は五種の重病に含まれる。佐々木閑博士によれば「五種の重病とはクッタ (kutṭha) ・ガンダ (gaṅḍa) ・キララサ (kilāsa) ・ソーサ (sosa) ・アパマーラ (apamāra) である。注釈によれば、クッタは身体の部分が欠損するにいたるハンセン病の一種、ガンダは悪性の腫

風腫れ、水腫れ⁸⁰、脾臓肥大、[ハンセン病⁸¹、シラミ⁸²]、糖尿病⁸³、[コレラ⁸⁴] ⁸⁵。

あなたにこれら、またはそれ以外の様々な慢性病が[あなたの]この体にあるかないか[と尋問されるべきである]。

37. もし「無い」というならば、[次のように]言うべきである。

「呼び出されたそのときにやって来るべきである。そのとき、やって来て、讃辞を述べ、『[学ぶべきことを]教えられた』と言うべきである」
女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の[言うことを]お聞きください。この「某」は、「某」[女教師]から具足戒を授かり、「某」と「某」[密儀師]から秘密裏に教授されました。

もしサンガにとって適当な時期がきて、この「某」が「某」女教師とともにサンガの中で仕えるべきであるならば、聖なる尊者たちよ、「某」は「某」女教師によってサンガの中で仕えるであろう。このように私が沈黙しているのであるから、このことはサンガにとって適切である」

38. このとき、彼女は呼び出されるべきである。そのときに、彼女はやって来て、長老たちをはじめとする[出家したばかりの者たちの座まで]全員の両足を頭上にいただいて敬礼するべきである。女羯磨師によってはじめに八つの・・・をなして⁸⁶、「具合悪くならないように」と[考えて]衰弱した下腹部をもつ女性は結跏趺坐すべきである。

39. 女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

れ物、キラースはクッタの一種であるが身体欠損をともしない種類のもの、ソーサは肺病、そしてアパマーラは癲癩である」佐々木[1999:83]

⁷⁹ apasmāro. Mvy. 9508.

⁸⁰ dakodara. Mvy. 9558.

⁸¹ kuṣṭha. Mvy. 9489.

⁸² kiṭṭibha. Mvy. 9491.

⁸³ madhumeho. 尿に関する病気。

⁸⁴ visūcīkā. Mvy. 9498.

⁸⁵ Cf. §46, 62.

⁸⁶ テキスト欠落、対応部分無し。

「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。この「某」は、「某」 [女教師] から具足戒を授かり、そして「某」と「某」 [教授師] から秘密裏に教授された。もしサンガにとって適当な時期がきて、この「某」が「某」女教師に対してサンガに具足戒を要請するならば、「某」は「某」女教師に対してサンガに具足戒を要請するであろう。

このように私が沈黙を保つのであるから、そのことはサンガにとって適切である」

4 0. そのとき、彼女から要請されるべきである。

「私は聖なるサンガに対して敬礼いたします。私「某」は [このような] 事情があるので、名前をお呼びいたします⁸⁷。「某」女教師より具足戒を授かり、「某」と「某」 [密儀師] より秘密裏に教授されました。それ故、私「某」は [このような] 事情があるので、名前をお呼びし、「某」女教師たちからサンガに具足戒を要請いたします。聖なるサンガよ、私に具足戒をお与え下さい。聖なるサンガよ、私をお助け下さい。聖なるサンガよ、慈悲心のある方は慈悲をもって私をお哀れみ下さい」

このように二度目、三度目と要請されるべきである。

4 1. 女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。この「某」は「某」 [女教師] から具足戒を授かりました。「某」と「某」 [密儀師] より秘密裏に教授されました。この「某」 [と] 「某」女教師によりサンガは具足戒を三度に至るまで要請されました。もしサンガにとって適当な時期がきて、 [「某」に] 「某」女教師からサンガの中で遮法⁸⁸を尋問す

⁸⁷ arthahetor nāma grhṇāmi. 受戒の際の定型句。本来尊敬すべき人の名前を安易に呼ぶことは不作法であるという印欧語族の背景があるが、ここでは受戒という特別な理由、事情があるため (arthahetos)、あえて名前を呼ばなければならないことに対する免責としての言葉と考えられる。Cf. Nolot[1991: 388-391], 大正大学総合仏教研究所『律経』『出家事』研究会「『律経』『出家事』の研究(2)」『大正大学総合仏教研究所年報』第26号, 2004, p.68.fn.2.

⁸⁸ antarāyikān dharmān. 「摩訶僧祇律では「遮法」となし、五分律では「難事」となしている。パーリ律では antarāyike dhamme (障法)と呼んでおり、いずれも「遮」と「難」との二つのグループに分けることをしていない」平川[2000c: 230]

るならば、聖なる尊者たちよ、「某」は「某」女教師からサンガの中において遮法を尋問するだろう。このように私が沈黙を保っているのであるから、このことはサンガにとって適切である」

4 2. このとき、彼女は [このように] 言うべきである。

「善女人よ、聞きなさい。サンガは誠の時であり、これは真実の時である。また⁸⁹、神、悪魔、梵天、沙門・バラモンを伴った世間、[また] 神々・人間・阿修羅を伴った生きとし生けるものに対して嘘偽りを言うであろう。また、如来、阿羅漢、正しい悟りを得た者（正等覚）である世尊、女沙門のサンガに対して嘘偽りを言うであろうことは、このことは、その場合には、より一層の大罪となる。

4 3. まさにそのサンガの中で問うであろうことのそれぞれが有れば有ると答えるべきである。無ければ無いと答えるべきである。

許可を与える者によって許可されたか。— はい。

あなたの女教師は要請されたか。— はい。

あなたの鉢と衣は用意されたか。— はい。

学ぶべきことを教えられたか。— はい。

学ぶべきことを修了したか。— はい。

同意があるか。— [はい。]

比丘尼たちによって清められたか。— はい。

母親殺しではないか。— 違います。

父親殺しではないか。— 違います。

阿羅漢殺しではないか。— 違います。

僧団の分裂 [を企てる者] ではないか。— 違います。

悪心をもって如来から血を流させる者ではないか。— 違います。

一方、世尊、如来、阿羅漢、正しい悟りを得た者が涅槃に入れられてから久しい。

4 4. 比丘を誘惑するものではないか。— 違います。

⁸⁹ 原文には「yāva」とあるが、「yā ca」と考えて読む。

賊住の者ではないか。— そうではありません。
 異端説に宗旨変えするものではないか。— 違います。
 自らを〔出家の状態に〕導いたか。— いいえ。
 奴隷女ではないか。— 違います。
 捨て子ではないか。— 違います。
 負債を負っている者ではないか。— 違います。
 王の女兵士ではないか。— 違います。
 王家に対し不正をなす者ではないか。— 違います。
 以前に具足戒を授かった者ではないか。

ある時また、もし、『以前に具足戒を授かった』と言うならば、『去れ、消えろ、動け、行け』と言うべきである。あなたに対して〔サンガが〕具足戒を授けることはない

45. このとき、「そうではありません」と〔彼女が〕言うならば、〔彼女は以下のように〕言うべきである。

「風による病（通風、リュウマチなど）はないか。— ありません。
 黄疸はないか。— ありません。
 瘤をもっている者ではないか。— ありません。
 醜くはないか。— 違います。
 膿をもっている者ではないか。— ありません。
 チャクラをもっている者ではないか。— ありません。
 できたての傷はないか。— ありません。
 ひからびた傷はないか。— ありません。
 血の滲んだ傷はないか。— ありません。
 女性器に欠陥はないか。— ありません。
 両性具有者ではないか。— 違います。
 女性の性的不能者ではないか。— 違います。
 人を憎む者ではないか。— 違います。

46. またじつに、この体にいろいろな慢性病がある。
 すなわち、

皮膚発疹，引っ搔き傷，痒み，吹き出物，搔痒，痔，潰瘍，黄疸，ア－ラサカ，赤い胆汁，熱，咳，喘息，肺病，てんかん，風腫れ，水腫れ，脾臓肥大，ハンセン病，シラミ，糖尿病。

あなたにこれら，またはそれ以外の様々な慢性病が[あなたの]この体にあるかないか[と尋問されるべきである]。

もし「無い」と言うならば，「沈黙していろ」と言われるべきである。

47. 女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガ，尊者よ，私の[言うことを]お聞きください。この「某」は，「某」[女教師]から具足戒を授かり，「某」と「某」[密儀師]から秘密裏に教授された。その「某」女教師によってサンガは三度に至るまで具足戒を要請された。

許可を与える者によって許可された。

彼女の女教師は要請された。

彼女の鉢と衣は用意された。

学ぶべきことを教えられ，学ぶべきことを修了した。

[比丘尼たちにより]同意された。

遮法によって清められた。

[以上のように]自らのことを告白した。もしサンガにとって適当な時期がきて，「某」女教師によってサンガの中において三つの抛り所となる法(三依法)が説示させるならば，聖なるサンガよ，「某」のために女教師を通してサンガの中において三依法を説示させるであろう。このように私が沈黙を保つのであるから，そのことはサンガにとって適切である」

(平成26年度科学技術研究費「7世紀の律文献にみられる仏教者と仏教教団の研究」[基盤研究(c)，26370055，代表：米澤嘉康]による研究成果の一部)

<略号および参考文献>

BhīV Gustav Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya, Including Bhikṣuṇī-prakīrṇaka and a summary of the Bhikṣu-prakīrṇaka of the Ārya-mahāśāṃghika-lokottaravādin*. Tibetan Sanskrit Works Series Vol.XII, K.P.Jayaswal Research Institute, Second Edition, Patna, 2005.

- BHSG Franklin Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*. New Haven, 1953.
- BHSD Franklin Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*. New Haven, 1953.
- CDIAL R.L. Turner, *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages*. Motilal Banarasidass Publishers, Delhi , First Indian Edition, 1999.
- CPD *A Critical Pali Dictionary*, begun by V. Trenckner, ed. D. Andersen, et al., Copenhargen, 1924~.
- DEBMT C.S. Upasak; *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms*. Bharati Prakashan, 1975.
- Mvy 榊亮三郎, 西尾京雄編 『梵藏漢和四譯對校翻譯名義大集』国書刊行会, 1981.
- Akira Hirakawa
1982 *Monastic discipline for the buddhist nuns*. Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, Patna.
- Édith Nolot
1991 *Règles de discipline des nonnes Bouddhistes, Le Bhikṣuṇīvinaya de l'école Mahāsāṃghika-Lokottaravādin*. College de France, Publications de l'institut de civilisation indienne, Facsicule 60, Paris.
- Boris Oguibénine
2002 “Materials for the Lexicography of Buddhist Sanskrit of the *Mahāsāṃghika-Lokottaravādins* (I)” 『中央学術研究所紀要』 31, pp.44-92.
2005 “Materials for the Lexicography of Buddhist Sanskrit of the *Mahāsāṃghika-Lokottaravādins* (II)” 『中央学術研究所紀要』 34, pp.45-70.
- Seishi Karashima
2012 *Die Abhisamācārikā Dharmāḥ Verhaltensregeln für buddhistische Mönche der Mahāsāṃghika-Lokottaravādins*. Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica, Vol. XIII.1,2,3. The International Research Institute for Advanced Buddhism, Soka University.
- 佐々木閑
1999 『出家とはなにか』 大蔵出版

(110)

佐藤密雄

1963 『原始佛教教団の研究』 山喜房佛書林

平川彰

1999 『律藏の研究 I』 平川彰著作集第 9 卷, 春秋社

2000a 『律藏の研究 II』 平川彰著作集第 10 卷, 春秋社

2000b 『原始仏教の教団組織 I』 平川彰著作集第 11 卷, 春秋社

2000c 『原始仏教の教団組織 II』 平川彰著作集第 12 卷, 春秋社

1998 『比丘尼律の研究』 平川彰著作集第 13 卷, 春秋社

国訳一切経律部十 『摩訶僧祇律』 大東出版社, 1993.

大正新脩大藏経 第二十二卷 『摩訶僧祇律』

大正大学総合佛教研究所比丘威儀法研究会 『大衆部説出世部律・比丘威儀法』 梵
文写本影印版手引

吉澤秀知

2012 「Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註(1)」 『多田孝文教授古稀記念論文集』 山喜房
佛書林

(大正大学非常勤講師)